

東日本大震災による被災者に対する証明手数料の免除措置期間の延長について（案）

東日本大震災による被災者について、市が交付する証明書等に係る手数料の免除措置期間の延長を下記のとおり行う。

記

- 1 免除措置期間の延長
（現 行）令和2年3月31日まで
（延長後）令和3年3月31日まで
- 2 対象者
東日本大震災及び同震災を起因とする災害により被災を受けた者
- 3 手数料免除対象証明書
住民票の写し、戸籍の証明書、印鑑登録証、印鑑登録証明書、税証明書等

東日本大震災による避難者に対する下水道使用料の
減免措置期間の延長について（案）

東日本大震災による避難者の方について、生活を支援するため、狛江市に避難している被災者にかかる下水道使用料の減免措置期間の延長を下記のとおり行う。

記

1 減免措置期間の延長

（現 行）令和 2 年 3 月 31 日まで

（延長後）令和 3 年 3 月 31 日まで

*すでに減免措置を適用されている方の再申請手続きは不要です。

2 対象者

東日本大震災により居住継続が困難となり避難した者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者とする。なお、この避難者が契約者である場合は本人、親族等の住居に入居している場合は当該住宅の契約者を対象とする。

3 減免額

1 か月につき、汚水排出量 15 立方メートルまでの使用料とする。（狛江市下水道使用料条例施行規則（昭和 47 年規則第 21 号）第 6 条第 1 項第 1 号に基づく生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により生活扶助を受ける者と同額）

4 減免根拠

狛江市下水道使用料条例第 10 条

狛江市下水道使用料条例施行規則第 6 条第 1 項第 6 号

東日本大震災による避難者に対する廃棄物処理手数料の
減免措置期間の延長について（案）

東日本大震災による避難者の方について、生活を支援するため、狛江市に避難している被災者にかかる廃棄物処理手数料の減免措置期間の延長を下記のとおり行う。

記

1 減免措置期間の延長

（現 行）令和 2 年 3 月 31 日まで

（延長後）令和 3 年 3 月 31 日まで

2 対象者

東日本大震災により居住継続が困難となり避難した者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難世帯とする。

3 減免内容

- ・家庭用ごみ指定収集袋
 - 可燃ごみ専用小袋（10 ㍓）90 枚
 - 不燃ごみ専用小袋（10 ㍓）20 枚
- ・粗大ごみ処理手数料
 - 排出する粗大ごみの手数料分

4 減免根拠

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例第 49 条及び第 51 条

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例施行規則第 31 条第 1 項第 8 号

5 手続き方法

申し込み毎に清掃課へ減免申請書を提出する。